

今後の医薬品販売制度改正検討部会の論点審議予定

論点(第4回部会で整理)	審議テーマ(予定)	備考
1. 医薬品のリスクの程度の評価	①「医薬品のリスクの程度の評価と情報提供の内容」	第5回部会から第10回部会で検討するとともに、専門委員会を8回開催。引き続き検討。
2. 医薬品の販売に当たっての必要な情報提供等 (1)情報提供の内容 (2)情報提供の手法 (3)販売後の副作用発生時等への対応 (4)医薬品の管理	②「医薬品販売業務の内容・方法」 (1~2回部会を開催)	情報提供の内容については、上記と同様。
3. 医薬品販売に従事する者の資質とその確保	③「医薬品販売に従事する者の資質と責務」 (1~2回部会を開催)	
4. 医薬品販売に関する責任		
5. 消費者への周知等	④「医薬品販売における情報通信技術の活用等」 (1~2回部会を開催)	
6. 情報通信技術の活用		
7. 法令上の措置	⑤「法令上の措置」、「これまでの意見の整理」 (1~2回部会を開催)	
8. その他(インターネット販売、特例販売業等のあり方)		審議テーマ④と併せて検討

※ 部会を6月までに6回程度開催

「ヘルス・ナビ・ステーション」 活動チェックリスト

～貴方はこれに合格していますか～

【設備・商品管理】

1. 管理責任者は常に店舗に勤務しているか
2. 許可証を店舗の見易い所に掲示しているか
3. 店舗は明るく清潔であるか
4. お客様が気軽に入店できる工夫をしているか
5. 使用期限のある商品について充分注意を払っているか（使用期限、有効期限の管理）
6. 店頭・店内のポスターは汚れていないか
7. ヘルス・ナビ・ステーションの「のぼり」又は「ステッカー」があるか
8. 医薬品とその他の商品を区別して陳列しているか

【相談販売・接客】

9. お客様に明るい笑顔で接しているか
10. 生活者（特に女性）の悩み苦情を聞いているか
11. 高齢者・身障者に対する配慮並びに健康相談を受け入れているか
12. お客様の身になって相談にのっているか（一番困っている症状は何か）
13. アレルギー体質等の患者情報をよく聞いているか
14. 症状によっては、お医者さんに診てもらうように勧めているか
15. 医療機関で処方された薬を確認しているか
16. お客様の体調、体質に合った適切な服薬指導、保管方法等を指導しているか
17. お客様に喜びと安心と満足を与えたか（お客様より“おかげさまで”と言われる店）
18. 常連顧客（ロイヤルカスタマー）の顧客管理（薬歴管理）をしていますか

【知識・研修】

19. 疾患・病気に対する、充分な説明が出来る得意分野を持っているか
20. 健康に関連する食品などにも精通しているか
21. メーカー、業界紙からの情報収集に努めているか
22. 研修会や講演会へ積極的に参加しているか
23. 厚生労働省他、行政機関の動きを（ホームページ等）常に確認しているか



全国医薬品小売商業組合連合会

2004年9月

第18回 大衆薬キャンペーン

全国医薬品小売商業組合連合会

くすりはきちんと買って 正しく飲もう!

(大衆薬)

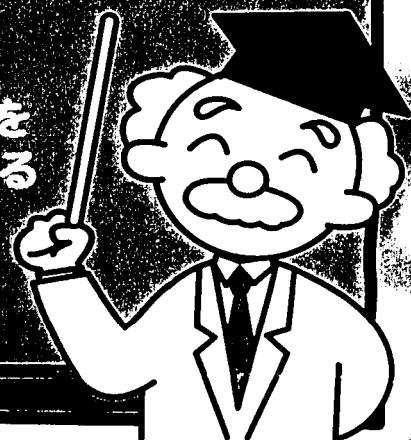
* 購入するときは *

- ① 誰が飲むのか
- ② どのような症状か
- ③ アレルギー等の体質を説明する
- ④ 相談の上買い求める

* 服用するときは *

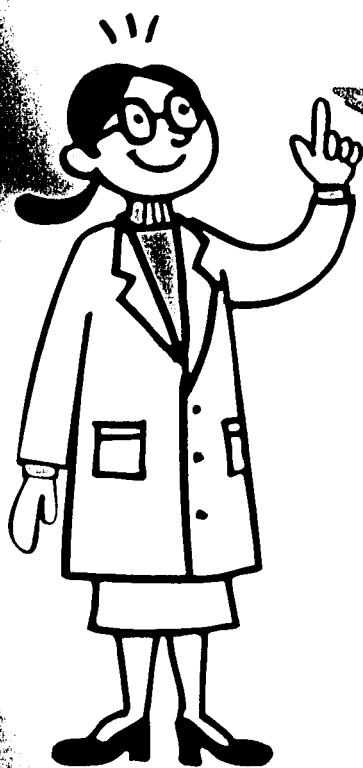
- ① 現品説明書の「してはいけないこと」を読む
- ② いつ飲むか
- ③ どれだけの量を飲むか確認する

* 以上のことを行ってください。
よく効きます。



5月5日は「くすりの日」

昭和62年に全国医薬品小売商業組合連合会が「薬の効用をPRするため」制定し、記念日登録をした。その理由は、611年推古天皇(すいこてんのう)が5月5日に大勢の家来を引き連れ、鹿などの動物を狩り集める「薬獵(くすり獵)」をしたと日本書紀に出ています。このような故事に因んで全国医薬品小売商業組合連合会は1987年以来、5月5日を「くすりの日」と定め、みなさまの健康と、くすり文化の正しい発展のために尽くしたいと願っています。



くすりのことはこのマーク  (HNS)のある
お店で相談してお買い求めください。

協賛

(社)日本薬剤師会・(社)全日本薬種商協会・日本大衆薬工業協会

(社)日本医薬品卸業連合会・大衆薬卸協議会・HNS推進懇談会参加メーカー

薬と健康の週間

[10月17日(日)～10月23日(土)]

くすりはきちんと買って正しく飲もう!

(大衆薬)

* 購入するときは *

- ① 誰が飲むのか
- ② どのような症状か
- ③ アレルギー等の体質を説明する
- ④ 相談の上買い求める

* 服用するときは *

- ① 現品説明書の「してはいけないこと」を読む
- ② いつ飲むか
- ③ どれだけの量を飲むか
確認する

以上のことを行ってください、よく効きます。



くすりのことはこのマーク  (HNS)のあるお店で相談してお買い求めください。



全国医薬品小売商業組合連合会



厚生労働省、都道府県、(社)日本薬剤師会、都道府県薬剤師会



文部科学省、(独)医薬品医療機器総合機構、日本製薬団体連合会
(社)全日本薬種商協会、(財)麻薬・覚せい剤乱用防止センター
全国配置家庭薬協会、全国医薬品小売商業組合連合会

5月1日～31日 大衆薬キャンペーン 街頭活動を重点に

医薬全商連は、薬局・薬店が生活者にとって身近な健康情報発信基地であることをアピールするキャンペーンを毎年5月に全国規模で展開しているが、今年はその「大衆薬キャンペーン」が18回目を迎える。今回も5月1日から1ヶ月間にわたり生活者に大衆薬の正しい使用方法を啓蒙するほか、キャンペーンでは「5月5日はくすりの日」を大々的にアピールし、ヘルス・ナビ・ステーション（健康情報発信基地）を実践することで地域医療の一員として地域の生活者に信頼される薬局・薬店を目指す。

近藤会長は、「医薬全商連が提唱するヘルス・ナビ・ステーションはセルフメディケーションのお手伝いをする」と。地域生活者に密着し、健康情報をアドバイスするのが薬局・薬店の役割であると信じている。日本大衆薬工業協会は、セルフメディケーションの普及に全力を傾注しており、それは学校教育の中で取り上げることの必要性は指摘している。私が運営する大衆薬キャンペーンの目的は、医薬品をどう正しく使うかを生活者に知つてもらうことにあります。街頭キャンペーンの反応は大変手ごたえを感じている。もっと積極的に活動すべきだ」ということが分かった。川下から川上へと、綿密に系統的にセルフメディケーションによるOTCの発展に寄与していくたい」とキヤンペーンの重要性を強調する。

昨年の大衆薬キャンペーンでは、医薬全商連に対する理解を深めることができ、積極的な支援が行われた。また、各県の薬務行政に対しても事業内容の説明を行い、企画会議への参加を含めて運動への理解を深めさせることができた。医薬全商連が展開する大衆薬キャンペーンの中でも重視しているのが、単商組毎に実施している「街頭キャンペーン」である。この街頭キャンペーンに昨年は17社が参加し、都心の田舎通りでくすりの販売が行われた。

第18回 大衆薬キャンペーン ペーンの実行企画

○ 総合的目的

生活者の健康と安全な生活を確保するため、大衆薬の正しい使用方法を啓蒙する。合わせて、医薬全商連

○ サブコピー

くすりの日・5月5日

昭和62年に医薬全商連が

「薬の効用をPRするため」

制定し、記念日を登録した。

（くすりの日・5月5日）

年以來、5月5日を「薬の

日」と定め、生活者の健康

と定めた理由は、西暦62年

年、推古天皇が5月5日、

大勢の家来を引き連れ、大

和（奈良県）の菟田野（う

いの）にてかけ薬になる

いる。

（会員数×2枚）を店

内に掲示し、5月5日

が「薬の日」である

（ヘルス・ナビ・ステー

ション）のチラシ

連携協定に送付する。

（会員数×2枚）を店

内に掲示し、5月5日

が「薬の日」である

（ヘルス・ナビ・ステー

ション）を活用する。

連載(第2回) 単商組の現況

②山口県医薬品商業組合

簡	本県の西の端に位置する山陽原の面積は、約6,110haで、その面積の約7割が森林です。三方を海に囲まれ、おもむね温暖で美しい県と言われています。
人 口	150万人
組 合員数	247名(支店は除く)
会 員	月額1,500円(支店の中には支店会員として月額200~500円程度徴収するところもあります)
組 合	県医師会・看護師会・構成組織の連絡会議は、執行部会議のはからひつの委員会(HNS、組織、規制緩和、不正・不当販売取引、医薬品、化粧品、広報)で事業を展開しています
事 業	平成16年度の主な事業 <ul style="list-style-type: none"> 「大葉薬キャンペーン」(5月1日) PCに関するアンケート調査の実施(7月1日) 山口県医療研究会会員(6月4日) 山口県医療研究会会員(8月25日) 「定期健診の週刊」(月額23日) 中央会モデル組合補助事業「バッジレットの作成」(12月28日) その他事業 <ul style="list-style-type: none"> 商品券事業 商品券事業(HG券、医薬品券、ニコロット券の取扱い) 椎骨筋膜症発行 年次回「山葉ニュース発行」 県民生活共済保険の代理業務

メールアドレス	ホームページアドレス
吉野薬品小売業組合 ayaku@ayaku.or.jp	http://www.yonaga-terai.or.jp/yoheido_index.htm
吉野薬品小売業組合 jin@myphar.jp	http://www.chukai-invag.or.jp/iyakuhu/
山野原薬品小売業組合 welcome@yone-nen.jp	
千葉薬品小売業組合 tukuda@e-yaku.or.jp	
神奈川薬品小売業組合 shoukum@kpa.or.jp	
石川県薬品小売業組合 hns@fitweb.or.jp	http://healthnavi.org/ishikawa/
岐阜県医薬品小売業組合 giki@con.attain.ne.jp	http://www.gifu-iyaku.jp/index.html
京都府医薬品小売業組合 yan-be@jasmine.ocn.ne.jp	http://www.zsi.ocn.jp/kyoto/
兵庫県医薬品小売業組合 opny@rapid.ocn.ne.jp	
兵庫県医薬品小売業組合 hiro-mura@nuraku.com.ne.jp	
滋賀県医薬品小売業組合 iwa@oak.ocn.ne.jp	
福井県医薬品小売業組合 dantai4@mx91.tiki.ne.jp	
山口県医薬品小売業組合 syousyu@fine.ocn.ne.jp	http://www.axis.or.jp/~iyaku/index.html
佐賀県医薬品小売業組合 yakuhan@ip.sagamet.ne.jp	
長崎県医薬品小売業組合 mawatari@npa.or.jp	
大分県医薬品小売業組合 iitasho@abeha.ocn.ne.jp	http://www4.ocn.ne.jp/iitasho/
鹿児島県 zenzen@zen-ezst.jp	http://www.zsi.ocn.jp/

受 章 祝 賀 会	昨秋の叙勲で旭日雙光章 を受章した鈴木昇氏(大阪 商組理事長)の祝賀会が、 大阪市内のホテル に400人余りが出席して盛大に開か れた。
鈴木氏は大正15年生まれ、78歳。 昭和24年に大阪・鄙島区で薬局を開 設。同61年に大阪商組理事、同12年 から大阪商組理事長を務めている。 鈴木氏は薬業界に限らず、 びを語った。	鈴木昇氏は大正15年生まれ、78歳。 昭和24年に大阪・鄙島区で薬局を開 設。同61年に大阪商組理事、同12年 から大阪商組理事長を務めている。 鈴木氏は薬業界に限らず、 びを語った。

個人情報保護法の全面施行に向けて 薬局・薬店の対策は

医薬全商連理事 赤尾 修

今年4月から個人情報保護法が全面施行されます。個人情報の取扱いに関する基準分野として金融、情報、医療が指摘されてきましたが、厚生労働省はこの法律に則したガイドラインを公表しました。医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためガイドラインを昨年12月公表し、コンプライアンス(法令遵守)の徹底を求めていました。(全文は、医療企画のホームページに掲載しています)

個人情報保護法は、500件以上の個人情報を扱う業者を対象としますが、消費者や利用者から見当する薬局・薬店がこれに該当するか否か、分からなくなため、学生労働者のガイドラインでは、全医療・介護関係者に努力義務を課し、行政指導・措置の対象とする方向にあります。薬店が医療関係者がどうか議論の余地があるためには、個人情報保護法は、ガイドラインによる個人情報の取得目的とその利用制限はじめ、安全管理措置、情報の取り組み方法が例示されています。

得目的による個人情報の取り組みについて見本(△)と、本人以外の開示要求に対する備え等にわたって具体的な取り組み方針が示されています。

個人情報の取り扱いに関する取り組みについて見本(△)と、個人情報の取り扱いの要点をまとめてみました。各店の方針作りの参考にして下さい。

得目的による個人情報の取り扱いの要点をまとめてみました。各店の方針作りの参考にして下さい。

個人情報の取り扱いの要点をまとめてみました。各店の方針作りの参考にして下さい。

ひとみ・すこやか Santen

目のかすみ 目の疲れにスキッ!!

(目やにの多いときなど)

7つの有効成分が効く
サンテ40V (目薬)

参天製薬株式会社
大阪市東住吉区下森庄3-9-19

■輸入が禁止されている医薬品等にご注意を！

- 「麻薬及び向精神薬取締法」によって、麻薬を輸入する場合は、地方厚生局長の許可が必要です。また、向精神薬を輸入する場合についても制限があります。
- 覚せい剤及び覚せい剤原料は、「覚せい剤取締法」によって、輸入できません。
- 大麻草、大麻樹脂等は「大麻取締法」によって、輸入できません。
- 「ワシントン条約」（絶滅のおそれがある野生動植物の種の国際取引に関する条約）に基づき、輸入できない医薬品。
 - 犀角（サイカク：サイの角）
 - 麝香（ジャコウ：ジャコウ鹿の分泌物）
 - 虎骨（ココツ：トラの骨）
 - 熊胆（ユウタン：クマの胆のう）など
※これらの成分を含む医薬品も輸入できません。

外国製医薬品・化粧品等の個人輸入に関する手続きについてもっと詳しくお知りになりたい場合は、次の地方厚生局の薬事専門官にお尋ね下さい。

関東信越厚生局

☎ 048-740-0800

近畿厚生局

☎ 06-6942-4096

九州厚生局沖縄麻薬取締支所

☎ 098-854-2584

■ダイエット用・強壮用食品や外国製医薬品、化粧品等を海外から持ち込む方、個人輸入する方へ

日本国内で販売される医薬品や化粧品などは薬事法で有効性と安全性が確認されています。海外からの持ち込みや個人輸入の場合は、このような保証はなく、健康被害が起きた場合も全て個人の責任となり、健康被害救済制度の対象なりません。

また、一部のダイエット用・強壮用食品等においては、医薬品成分が混入されている事例や健康被害が報告されている事例がありますのでご注意下さい。

【事例】

- ステロイドホルモンを含まず、アトピー性皮膚炎等に効果があると称した軟膏に、ステロイドホルモンが含まれていた事例。
- ダイエット用食品として輸入したものに、医薬品成分「N-ニトロソフェンフルラミン」や「甲状腺末」が含まれており、健康被害を生じた事例。
- 海外でサプリメントとして販売されていた製品に、医薬品成分（エフェドラ）等が含有していたため、海外で死亡を含む重篤な健康被害が生じた事例。

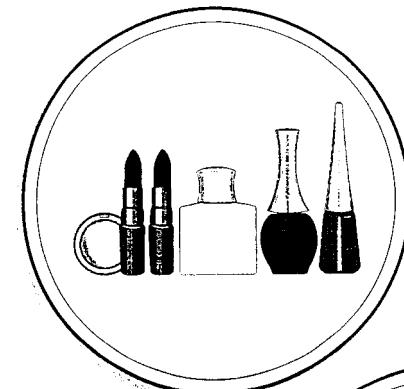
これらの製品を個人輸入する際には、主治医との相談を心がける等、安易に個人輸入をしないようご注意下さい。

■個人輸入代行業者の利用について

- 輸入代行業とは、輸入者の要請に基づき個別商品の輸入に関する手続きを行うものです。代行業者による商品の発送等の輸入行為や無承認無許可医薬品等のリストを提示し、その輸入の希望を募る行為は薬事法で禁じられております。このような違法業者には十分ご注意下さい。
- 輸入代行業を通じて購入した場合のトラブルが増えております。個人輸入の場合、何かトラブルが起きてても個人の責任となり、ご自身で対応しなくてはならなくなりますのでご注意下さい。

■健康食品や外国製医薬品、化粧品等と上手につきあうために

厚生労働省



問い合わせ先

厚生労働省

〒100-8916

東京都千代田区霞が関1-2-2

電 話：03-5253-1111(代表)

ホームページ：<http://www.mhlw.go.jp>

外国製医薬品、化粧品等の個人輸入について

医薬品、医薬部外品、化粧品又は医療機器を営業目的で輸入し、販売・譲渡する場合は、薬事法によって、厚生労働大臣又は都道府県知事の許可が必要です。

個人が、自分で使用するために輸入する場合又は海外から持ち帰る場合は、厚生労働大臣等の許可は必要ありませんが、輸入できる数量が次の通り制限されています。この量を超えた場合、原則輸入できません。

また、医療機関を受診しないで個人で使用することにより、重大な健康被害の起きるおそれがある医薬品は、輸入を制限しております。

輸入した医薬品等は、もちろん、他人への販売・授与はできません。

なお、個人輸入した製品による健康被害が起きた場合、全て個人の責任となり、健康被害救済制度の対象になりませんのでご注意下さい。

○ 医薬品及び医薬部外品

2ヶ月分以内

ただし、処方せん薬は1ヶ月分以内
輸入を制限している製品：経口妊娠中絶薬 他
※ 処方せん薬／使用にあたって処方せんが必要な医薬品
(例：糖尿病用薬)
※ 医薬部外品／養毛剤、浴用剤など人体への作用が緩やかなもの

○ 化粧品

1種類24個以内
(例えば口紅の場合、ブランド・色にかかわらず口紅として24個以内)

○ 医療機器

1セット(家庭用のみ)

※ 電気マッサージ器など家庭で使用するものに限る

- 海外で健康食品として販売されているものであっても、医薬品成分が含まれていたり、効能効果が標ぼうされていたため、医薬品に該当し、輸入できなかった事例があります。
- 個人輸入代行業者を通じて外国製医薬品・化粧品等を個人輸入する時も、同様の制限があります。インターネット等を通じた個人輸入の場合も同様です。

■ 健康食品を購入される方へ

購入時の注意事項

- 海外で健康食品（サプリメントを含む）として販売されているものであっても日本では医薬品であるものがあります。
- 健康食品を購入する際は、バランスの良い食生活が基本であることを認識し、ご自身の健康状態、栄養状態を把握したうえで、必要なものを選択してください。なお、国が安全性・有効性を評価し許可した食品として「特定保健用食品」がありますので、目的に合わせて利用してください。
- 健康食品を購入する際は、短期間に効果が現れる、病気が治るなどの虚偽誇大な表現をしたものに注意してください。

使用時の注意事項

- 錠剤、カプセル剤等のものは過剰に摂取することがないよう摂取目安量を守ってください。
- 医薬品と併用する場合や複数の健康食品を同時に摂取する場合は、思わぬ健康被害を引き起こすことがありますので、医師、薬剤師等に相談してください。
- 健康食品を摂取して、健康状態を害したと思われる場合は、早期にお近くの医療機関や保健所に相談してください。
- なお、詳しい情報は、インターネットでも紹介しています。

【厚生労働省ホームページ 食品安全情報】

<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/index.html>

【独立行政法人国立健康・栄養研究所ホームページ】

- ・「健康食品」の安全性有効性情報
<http://hfnet.nih.go.jp/main.php>
- ・健康食品Q&A集
<http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail.php?no=278>

参考

厚生労働省より健康被害のおそれ等から 製品名等を公表している製品

医薬品成分が混入しており、当該製品を摂取し健康被害の報告があった製品(死亡例を含む)および健康被害がおきるおそれがある製品

- ▶ 食欲抑制剤(フェンフルラミン)等の医薬品成分が検出されたダイエット用を標ぼうする健康食品。

- ・御芝堂減肥胶囊
- ・纤之素胶囊
- ・茶素减肥 他

- ▶ 強壮剤(シルデナフィル)等の医薬品成分が検出されている強壮・強精用を標ぼうする健康食品。

- ・蟻力神(イーリーシン)
- ・威哥王(ウェイカワン)
- ・三便宝 他

食品衛生法により健康を損なうおそれがあるとして販売等が禁止されているもの

- ・アマメシバの粉末等の加工食品
- ・シンフィツム(いわゆるコンフリー)及びこれを含む食品

注) これらの製品に関する情報は
厚生労働省ホームページ 健康食品による被害関連情報
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/iyaku/syoku-anzen/hokenkinou/4c.html>
をご覧下さい。

なお、これらの製品が販売されているという情報を入手された場合は、お手数ですがお近くの保健所へ情報の提供をお願いします。

また、医薬品成分が検出された製品について、輸入の制限を受けますのでご注意下さい。